

# 明石市、発達障害・難病患者に門戸

## 障害者受験資格を拡大

兵庫県明石市は28日、来年1月に行う平成27年度の職員採用試験から障害者の受験資格を、発達障害者や難病患者にも拡大することを発表した。障害者雇用促進法では身体・知的と精神疾患のある障害者の雇用が義務付けられているが、発達障害や難病患者は含まれず、同市は「全国で初めてではないか」としている。

事務職と技能労務職で計2人程度の採用を予定。11月2日から申し込みを受け付けれる。

同法は25年4月に改正され、障害者の法定雇用率を国や自治体で2・3%、民間企業で2・0%と規定するほか、身体・知的障害者に加えて30年度から精神疾患がある障害者の雇用も義務付けたが、発達障害者や難病患者は含まれていなかった。

同市人事課は「障害者差別の解消を進めることで、國の方針よりも障害者の範囲を広げ、社会参加を後押しすることが適切だと判断した」としている。